



平成19年度一般会計外11会計予算

159億6853万9千円を可決！

公的医療機関の再編に伴い、4施設を1つの組織と位置づける

審議した議案

平成十九年第一回定例会が、三月二日から十六日にわたって開かれました。

議案については、町長提出議案六十件、議員提出議案四件を審議し、すべて原案のとおり可決しました。

新年度予算

平成十九年度せたな町一般会計及び特別会計十一会計予算案は、すべて原案のとおり可決されました。

一般会計及び特別会計十一会計の予算総額は、百五十九億六千八百五十三万九千円になりました。

各会計の予算総額は次のとおりです。

◎一般会計予算（八十九億六千七百三十八万八千円）

賛成討論

江上議員
笠原議員

◎国民健康保険事業特別会計
予算（十六億六千八百六十五万一千円）

賛成討論

板谷議員

◎老人保健特別会計予算（二十億五百十五万二千円）
◎介護保険事業特別会計予算（七億六千三百三十六万九千円）

◎介護サービス事業特別会計
予算（八千五百七十六万五千円）

◎簡易水道事業特別会計予算（二億九千六百五十六万一千円）

◎営農用水道等事業特別会計
予算（二千二百四十五万六千円）

◎公共下水道事業特別会計
予算（五億二千五百七十三万四千円）

◎漁業集落排水事業特別会計
予算（六百四十五万三千円）

◎風力発電事業特別会計予算
（六千百十五万五千円）

◎水産種育苗育成センター事業
特別会計予算（七千二百九十四万円）

◎国民健康保険病院事業会計
予算（十四億九千二百九十一万五千円）

反対討論

熊野議員
桜井議員
小平議員
細川議員
安藤議員
阿部清議員

賛成討論

条例

◎地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

地方自治法の一部改正に伴い、助役制度・収入役制度・

吏員制度に関する制度改正が行われたことにより、関係条例における所要の改正を行うため、条例を一部改正するもの。

◎せたな町重度心身障害者ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正

学校教育法等の一部改正及び健康保険法施行令等の一部改正が平成十九年四月一日より施行されることに伴い、児童生徒の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、現在の盲・ろう・養護学校から障害種別を超えた特別支援学校とするなどのため、条例を一部改正するもの。

◎せたな町副町長定数条例について
地方自治法の改正により、副町長の定数を条例で定めることとされたため、本条例を制定するもの。

◎せたな町行政組織条例の一部改正

総合的な行政サービスの提供と効率的な行政運営を図るため、条例を一部改正するもの。

◎せたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

国の人事院規則の一部改正に伴い、職業生活と家庭生活の両立支援を一層推進するため、条例を一部改正するもの。

◎せたな町いか釣機貸付条例の廃止
せたな町いか釣機貸付条例は昭和四十六年に制定されましたが、昭和六十年以降利用者がいない状況にあり、その目的が達成されたことから本条例を廃止するもの。

◎せたな町北檜山郷土資料室条例について
旧愛知小学校に展示並びに収蔵している、せたな町北檜山区に関する文化財資料を適正に管理することを目的に、せたな町北檜山郷土資料室を設置するため、本条例を制定するもの。

◎せたな町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
◎せたな町長等の給与等に関する条例の一部改正
◎せたな町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正

◎せたな町職員の旅費に関する条例の一部改正
厳しい財政事情の中、財政

の健全化に向けた経費削減を図るため、条例を一部改正するもの。

◎せたな町出生祝金支給条例の一部改正
出生祝金の支給額を、第一子から一律三万円に改めるため、条例を一部改正するもの。

反対討論 江上議員
賛成討論 真柄議員

◎せたな町農村公園条例について
せたなの農村公園のうち「真駒内ダム公園野営場」の使用料について有料化するため、条例を全部改正するもの。



◎せたな町基金条例の一部改正
せたな町基金条例に定める水産業振興基金での、漁業者個人への貸付については漁業近代化資金等ほかの制度資金で対応できることからこれを廃止すること、今後の公共施設の整備、あるいは維持に際し、多額の経費が必要と想定されるため、公共施設整備基金を設け、計画的な財源を捻出するため、条例を一部改正するもの。

◎せたな町学童保育所条例の一部改正
昼間保護者が家庭にいない小学校低・中学年学童を対象に、大成学童保育所を新設し、せたな町学童保育所の健全な育成を図るため、条例を一部改正するもの。

◎せたな町中小企業経営安定資金融資条例の一部改正
せたな町中小企業経営安定資金融資条例の保証料について、見直しをするため、条例を一部改正するもの。

◎せたな町職員の給与に関する条例の一部改正

人事院勧告に基づく国家公務員の給与構造の抜本的改革及び給与法に準じて、せたな町職員の給料月額並びに勤勉手当の額の改定、昇給制度の改正等を行うとともに、厳しい財政事情の中、財政の健全化に向けた人件費の削減を図るため、条例を一部改正するもの。

◎せたな町病院事業の設置等に関する条例の一部改正

せたな町の公的医療機関の再編に伴い、一体的な医療提携機関として有効に機能させるために、四施設を一つの組織として位置づけ、新たに名称の変更をするため、条例を一部改正するもの。

反対討論 小平議員
熊野議員
賛成討論 熊野議員
發出議員

◎せたな町医療センター条例の一部改正

町立病院及び診療所の事業

を平成十九年四月一日から、せたな町病院事業において一元的に管理運営し、再編合理化を図るため、せたな町医療センター条例を一部改正するもの。

◎せたな町国民健康保険病院等医師の旅費に関する条例の一部改正

せたな町立国保病院等の名称変更に伴い、条例を一部改正するもの。

◎せたな町立大成国民健康保険病院医師の給与に関する条例の廃止

大成診療所に勤務する医師の給与については、せたな町職員との給与に関する条例に基づき支給するため、本条例を廃止するもの。

補正予算

◎平成十八年度せたな町一般会計補正予算(第六号)

予算総額は、歳入歳出それぞれ五千二百三十四万四千円

追加し、九十八億五千三百二十七万五千円となりました。

◎平成十八年度せたな町一般会計補正予算(第七号)

予算総額は、歳入歳出それぞれ七十七万九千円追加し、九十八億五千四百五十四万四千円となりました。

◎平成十八年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算(第四号)

予算総額は、歳入歳出それぞれ五千六万五千円追加し、十六億一千六百二十九千円となりました。

◎平成十八年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算(第五号)

予算総額は、歳入歳出それぞれ二百四十五万六千円追加し、十六億一千八百七十四万八千円となりました。

◎平成十八年度せたな町老人保健特別会計補正予算(第四号)

予算総額は、歳入歳出それぞれ

八千五百十九万五千円追加し、二十億三千六百四十四万八千円となりました。

◎平成十八年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算(第四号)

予算総額は、歳入歳出それぞれ八千三百三十六万九千円減額し、八億一千七百八十二万九千円となりました。

◎平成十八年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算(第四号)

予算総額は、歳入歳出それぞれ二百一十一万八千円減額し、九千四百三十四万五千円となりました。

◎平成十八年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算(第四号)

予算総額は、歳入歳出それぞれ二百六十八万七千円減額し、二億七千四百八万四千円となりました。

◎平成十八年度せたな町営農用道等事業特別会計補正予算(第三号)

予算総額は、歳入歳出それぞれ八十三万九千円追加し、一千九百二十二万五千円となりました。

◎平成十八年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算(第四号)

予算総額は、歳入歳出それぞれ六百一十一万三千円減額し、六億七千九百八十八万九千円となりました。

◎平成十八年度せたな町集落排水事業特別会計補正予算(第一号)

予算総額は、歳入歳出それぞれ十三万円追加し、六百二十六万五千円となりました。

◎平成十八年度せたな町水産種育苗センター事業特別会計補正予算(第三号)

予算総額は、歳入歳出それぞれ四十三万九千円減額し、七千五百九十九万一千円となりました。

◎平成十八年度せたな町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第二号）

予算総額は、歳入歳出それぞれ一億五千五百一十一万六千円減額し、十六億二千七百四十八万八千円となりました。

その他

◎せたな町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、せたな町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更に伴う議決をするもの。

◎新たに生じた土地の確認について

第一種吹込漁港、第一種美谷漁港改修事業の公有水面埋立工事が竣工したため、地方自治法の規定により新たに生じた土地の確認について、議決するもの。

◎せたな町の町の区域の変更について

第一種吹込漁港、第一種美谷漁港改修事業の工事に伴う公有水面埋立によって新たな土地の確認に関連し、瀬棚区島歌、北島歌の区域の面積に当該土地分が加わったことから、地方自治法の規定により、せたな町の区域の変更について議決するもの。

◎土地及び建物の無償貸付について

瀬棚区の町有建物等（繊維工場・町有住宅）を、有限会社ビー・ビーファクトリーへ平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの三年間、旧瀬棚町の議会の議決



を得て無償において貸付してありますが、企業誘致及び地元雇用創出の場の確保並びに、婦人服製造業界の経済情勢を勘案し、引き続き土地及び建物を無償で貸付したく、地方自治法の規定により議会の議決を得るもの。

◎北部松山衛生センター組合規約の一部を変更する規約の協議について

地方自治法の一部改正に伴い、助役制度、収入役制度、吏員制度の関する制度改正が行われたことにより、北部松山衛生センター組合規約及び檜山広域行政組合規約を変更することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を得るもの。

◎せたな町合併特例区の設置等に関する規約の一部を変更する規約の協議について
地方自治法の改正に伴い、助役に変えて副町長を置くこ

ととされたことから、本規約の一部を変更するもの。

◎せたな町指定管理者の指定について

せたな町営牧場の管理及び運営を、効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するもの。

一、公の施設の名称
せたな町営牧場

二、指定管理者となる団体の

名称及び所在地

新函館農業協同組合

函館市宮前町三十三番十三号

三、指定の期間

平成十九年四月一日から

平成二十年三月三十一日まで



◎せたな町合併特例区に係る区長の給与等に関する規則の一部改正

◎せたな町合併特例区に係る協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正

厳しい財政事情の中、財政の健全化に向けた経費節減を図るため、本規則を一部改正するもの。

意見書

内閣総理大臣ほか関係大臣に、次のとおり一件の意見書を提出しました。

・日豪FTA・EPA交渉及び酪農畜産政策等に関する要望意見書